

## 第 53 号 議 案

一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 6 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

### 一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
	<p><u>(防疫等作業手当の特例)</u></p> <p><u>第 5 条 の 2 職 員 が、新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症（病 原 体 が ベー タ コ ロ ナ ウ イ ル ス 属 の コ ロ ナ ウ イ ル ス（令 和 2 年 1 月 に、中 華 人 民 共 和 国 か ら 世 界 保 健 機 関 に 対 し て、人 に 伝 染 す る 能 力 を 有 す る こ と が 新 た に 報 告 さ れ た も の に 限 る。）で ある も の に 限 る。以 下 同 じ。）か ら 県 民 の 生 命 及 び 健 康 を 保 護 す る た め に 緊 急 に 行 わ れ た 措 置 に 係 る 作 業 で あ っ て、次 の 各 号 に 掲 げ る 作 業 に 従 事 し た と き は、防 疫 等 作 業 手 当 を 支 給 す る。こ の 場 合 に お い て、前 条 の 規 定 は 適 用 し な い。</u></p> <p><u>(1) 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 患 者 又 は そ の 疑 い の あ る 患 者（以 下 こ の 条 に お い て「対 象 者」とい う。）に 接 し て 行 う 作 業 に 従 事 し た と き。</u></p> <p><u>(2) 対 象 者 が 使 用 し た 物 件 の 処 理 作 業 に 従 事 し た と き。</u></p>

	<p>(3) <u>対象者が現に集団で滞在している施設内に勤務時間の大部分をとどまってしまう作業に従事したとき。</u></p> <p>(4) <u>作業の性質・態様に照らし、感染の危険性及び勤務環境の特殊性による精神的緊張が前3号に相当すると認められる作業に従事したとき。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。</u></p>
--	---

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
	<p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例)</u></p> <p>第5条の2 警察職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る警察業務であって、次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者（以下この条において「対象者」という。）に接して行う作業に従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>対象者が使用した物件の処理作業に従事したとき。</u></p> <p>(3) <u>作業の性質・態様に照らし、感染の危険性及び勤務環境の特殊性による精神的緊張が前2号に相当すると認められる作業に従事したとき。</u></p>

(災害派遣手当等に関する条例の一部改正)

第3条 災害派遣手当等に関する条例（平成5年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「新型インフルエンザ法」という。）<u>第26条の8</u>に規定する<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（災害派遣手当等の支給）</p> <p>第2条 派遣職員（災害対策基本法第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員、大規模災害復興法第56条第1項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員、国民保護法第154条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員及び新型インフルエンザ法<u>第26条の8</u>に規定する<u>特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員</u>をいう。）がその住所又は居所を離れて長崎県の区域に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し災害派遣手当等を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「新型インフルエンザ法」という。）<u>第44条</u>に規定する<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（災害派遣手当等の支給）</p> <p>第2条 派遣職員（災害対策基本法第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員、大規模災害復興法第56条第1項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員、国民保護法第154条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員及び新型インフルエンザ法<u>第44条</u>に規定する<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員</u>をいう。）がその住所又は居所を離れて長崎県の区域に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し災害派遣手当等を支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。

## (提案理由)

人事院規則 9 -129 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9 -30 (特殊勤務手当) の特例) 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) が改正されたことを踏まえ、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。